

令和5年度第2回
福生市国民健康保険運営協議会

福生市市民部保険年金課

議 題

- (1) 福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて（協議）
- (2) 条例の改正等について
- (3) 第3期福生市国民健康保険データヘルス計画の策定について
- (4) その他

【添付資料】

- 資料1 保険税収入の推移
- 資料2 令和5年度福生市保険税率と東京都提示標準保険税率の比較
- 資料3-1 令和5年度確定係数に基づく標準保険税率と各市の税率差
- 資料3-2 令和5年度確定係数に基づく標準保険税率と各市の税率の比較
- 資料4 国民健康保険事業費納付金の推移
- 資料5-1 繰入金の推移
- 資料5-2 各市の繰入金の状況（令和4年度決算）
- 資料5-3 国保被保険者一人当たりのその他繰入金（令和4年度決算）
- 資料6 国保新聞記事（令和5年10月1日付け）
- 資料7 国民健康保険税率改定試算（令和5年度検討、令和6年度以降）
- 資料8 産前産後期間における国民健康保険税の免除について
- 追加資料 賦課限度額の推移

開会 挨拶・出席状況確認

市民部長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第2回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます私は市民部長の中島でございます。本日はよろしくお願いいたします。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また国民健康保険事業の運営にご協力をいただきまして誠に感謝を申し上げる次第でございます。

それでは早速ではございますが会議を始めさせていただきます。ここからは着座で失礼させていただきます。

資料確認・出席状況確認

市民部長 それでは、これより議案審議でございますが、福生市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定により委員定数2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本会議は成立をいたしております。

また、本日は傍聴要領による傍聴希望者はおりませんので、ご報告をさせていただきます。これからの議題の協議につきましては、同協議会規則第6条の規定によりまして会長に議事進行をお願いいたしたいと思っております。それでは会長よろしくお願いいたします。

議事進行

会長 皆さんこんにちは。本日はありがとうございます。皆さんご協力により、本日の議題を終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。早速ですが、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。小宮委員、大塚委員にお願いいたします。

議題1 福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて（協議）

会長 議題1、福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて協議を行いたいと思っておりますので、事務局より説明をお願いします。

保険年金課長 それでは、議題1、私の方から資料の順番に沿って説明をさせていただきます。まず、今回の協議会の資料でございますけれども、まだ令和6年度の標準保険税率の方が東京都から示されておりませんので、令和5年度の数値を使用して資料を作成しておりますので、ご了解ください。

まず資料1でございます。こちらは、保険税収入の推移でございます。平成30年度に保険税率を見直したことによりまして、下のグラフを見てもらうとわかりやすいですけれども、30年度に保険税率を見直したことにより前年度を上回りましたけれども、令和元年度以降は減少しております。こちらは被保険者数の減少の影響によるものでございます。また、令和4年度に保険税率を見直したことによりまして、令和4年度の税収は増額となっております。被保険者数につきましては、後期高齢者医療制度へ、ちょうど今団塊の世代の方が移行しているような時でもございまして、社会保険の適用の拡充などにより今後も減少傾向になるものと見込んでいます。

ろでございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。こちらは東京都から示される標準保険税率に関するものでございまして、令和5年度の数値で作成しております。上の表につきましては、福生市の現在の税率と、標準保険税率の比較で、合計で所得割額の方が、資料の上の欄の方の下から2番目になりますが、所得割額が4.19%、均等割額で2万7,767円の差がございます。下の表につきましては、標準保険税率の推移ということで令和4年度と令和5年度の標準税率と比較をしている表でございます。合計で所得割の方で、0.63%、均等割額が4,621円上昇しているというところでございます。

続きまして、資料3-1をお願いいたします。こちらにつきましては、東京都内の26市の標準保険税率との差というものでございまして、各市の令和5年度の保険税率と令和5年度の確定係数の標準保険税率の差となっております。福生市は、標準保険税率との差が大きい方から、所得割は6番目、均等割は12番目となっております。資料3-2になりますけれども、こちらが26市の令和5年度の税率と標準保険税率の方の比較の表となっております。網掛けになっている福生市の令和5年度の税率につきましては、医療分と後期支援分、介護分の合計で所得割で8.90%で、均等割が5万3,300円、都から示された標準税率の方は、所得割が13.09%、均等割が8万1,067円となっております。

次に、資料4をお願いいたします。こちらは、東京都に納める納付金の推移でございまして、下の方のその合計のところで見てもらいますと、令和元年度から令和3年度までは、約20億、令和2年度が19億円で、3年度が18億と、毎年1億円ずつ減少しておりましたけれども、令和4年度は約19億円で、令和5年度は約20億円と、毎年1億円ずつ増加をしております。こちらは、東京都全体の医療費の増というのが影響しているものと分析をしております。なお、現在東京都で策定をしております令和6年度からの東京都国民健康保険運営方針というものにおきまして、納付金の算定の方法におきまして、これまでは各市町村の医療費水準を反映していたところを、医療費水準を反映せずに算定するとともに区市町村ごとに個別で算定されていた加減算の項目についても共同で負担化する納付金ベースの統一というのを行うという方向性が示されております。福生市の場合、今このような形になりますと、これによって納付金が増額となる見込みとなっております。それに伴い資料2でお示ししましたその標準保険税率、こちらについても上昇するものと見込んでいるところでございます。

続いて、資料の5-1をお願いいたします。こちらは、一般会計から国保特別会計への繰入金の推移でございまして、下から2行目、その他一般会計繰入金、これがいわゆる赤字補填分の繰入金でございまして、平成30年度は6億5,000万円、令和元年度は5億9,500万円、令和2年度が5億8,500万円、令和3年度も5億8,500万円、令和4年度は5億7,500万円と減少傾向でございます。これにつきましては、令和3年度までは東京都に納付金が減少していたこと、また令和4年度に税率改定を行ったことによるものと考えておりますけれども、令和5年度におきましては、資料4の方でご説明しました通り、東京都への納付金の増額の影響が大きく、その他一般会計繰入金も6億3,800万円、6,300万円ほど増額となっている状況でございます。資料5-2につきましては、都内の26市の令和4年度決算における一般会計からの繰入金の状況でございまして、資料5-3も少し見やすいように作ったもので、被保険者1人当たりのその他繰入金の額について、見やすいようにグラフ化したものでございます。一番上の段のですね、府中市につきましては、1人当たり5万8,618円、一番下の段の方の八王子市につきましては、9,928円

となっております。平成 30 年度から始まりました財政健全化の取り組みから 5 年が経過しまして、各市の方の取り組みによりまして、差が生じているという状況でございます。福生市の方は、4 万 1,168 円ということで、高い方から 8 番目となっております。26 市の平均のところからもそれを上回っているというところでございます。

次に、資料 6 の方をお願いいたします。こちらの新聞記事になっておりまして、令和 5 年の 10 月 1 日付の新聞の記事でございます。見出しにもあるように、大阪府と奈良県が令和 6 年度から、管内の市町村の国保保険料を統一するという内容でございます。これによりいわゆる県内のどこの地域に住んでいても、同じ所得、世帯構成であれば、同じ保険料という形になるというところでの記事でございます。

続いて、資料 7 をお願いいたします。こちらは、保険税率の改定の試算でございます。平成 30 年度から今 15 年かけて、赤字を解消していくという計画自体は変更ございません。また、2 年に一度改定するということを前提といたしまして、今回 2 つの試算パターンを作成させていただきました。モデルケースとしましては、1 つが 40 歳の夫婦 2 人と就学児が 1 人、世帯収入で 300 万円、所得で 202 万円のケースと、もう 1 つが 70 歳の夫婦 2 人、世帯収入が年金収入 260 万円、この二つのケースで試算をしております。試算のパターン 1 の方では、次のページになりますけれども、試算パターンの (1) の方では、令和 14 年度までの間に標準保険税率に向けて平均的に率を上げていくというものでございまして、モデルケース 1 の世帯であれば、令和 6 年度の年税額が 31 万 6,666 円、改定前と比較をしますと 2 万 8,756 円の増額ということになります。普通徴収の場合は 8 期でわかれていますので、1 期当たりで見ますと、3,600 円ほど増額となる見込みでございます。また、前回、平均的に上げていくパターンの試算をお示しさせていただきました際に、委員の皆様から物価の高騰が長期化しているとか光熱水費や食料品等の高騰などを市民生活にも影響を及ぼしている状況などを勘案して、十分に検討する必要があるんじゃないかとか、令和 6 年の改定を緩やかに上げていく方法もあるのではないかなというようなご意見いただきましたことから、この試算の次のページのパターン (2) ということで、昨今の物価高騰による市民の負担への影響を考えまして、令和 6 年度のその改定を緩やかにするものとして平均的に上げた場合と比べて 3 分の 2 にするような形で試算をしてるのですけれども、そんな形で緩やかにして、令和 8 年度以降は令和 14 年までの間で平均的に率を上げるという試算をしたものでございます。この辺のことから試算パターンの (2) の方は、令和 6 年度の上昇の幅は小さくなっておりまして、モデルケース 1 の世帯では令和 6 年度の年税額が 30 万 6,637 円、これが改定前と比較をしまして 1 万 8,727 円の増額となりまして、同じように 8 期で計算をいたしますと、1 期あたり 2,400 円ほどの増額となる見込みでございます。また、これらの試算につきましても、東京都より令和 6 年度の標準税率が示されておりませんので、今年度を示されている率の方を使用して作成しているということをご了解ください。

最後に、前回 7 月の協議会におきまして、ご質問がありました賦課限度額の推移について資料を追加させていただいております。ちょうど昨日、限度額を 2 万円引き上げて 106 万円にするという方針という報道がありましたけれども、賦課限度額につきましては、地方税法施行令により定められておりまして、地方税法施行令の改正に伴い、福生市の国民健康保険税条例の改正を行っております。これまでの推移としましては、医療費分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で、平成 30 年度は 93 万円、令和元年度は 96 万円、令和 2 年度は 99 万円、令和 3 年度も 99 万円、令和 4 年度で 102 万円、令和 5 年度は 104 万円と年々引き上げられております。なお、令和 3 年

度のみ、据え置きになっている形ですけれども、これにつきましては新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により配慮したものでございます。また、令和5年度当初賦課におきましては、賦課限度額の超過世帯というのは、医療分59世帯、後期の支援金分では89世帯、介護分では40世帯となっている状況でございます。説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。前回、令和6年度の保険税率見直しについて諮問がありましたので、今回は、具体的な試算の資料を事務局の方で作成していただいて、本日提出があったということです。特別会計ですから、国保はその特別会計の中で処理をしていかなければいけないですが、それでは難しいので一般会計から繰り入れていくと、その分をどうしていこうかと、減らしていこうということでございますので、本日皆さんにお伝えいただいて、いろいろなご意見を伺っていきたいというふうに思います。ただいまの説明で、質問でも意見でもよろしいのであれば挙手をお願いいたします。

委員 丁寧な説明ありがとうございました。ちょっと1点質問したいんですけども、資料7のモデルケースでは、所得202万円としているのですけれども、大体福生市の加入者の所得の構成といますか、どのあたりの所得階層の人が一番多いんでしょうか？

保険年金課長 はい。福生市の場合、最も多いのが、所得100万円以下の世帯で加入世帯の約70%となっております。次いで101万円から200万円の世帯が約16%、201万から300万円が約7%、所得300万までで全世帯の約93%を占めているような状況でございます。

委員 国保加入者の所得が低いということは、それだけ財政も厳しくなるということだと思いますが、令和14年度に標準税率に近づけていくということですが、他の市の状況は、どのような目標を持って進めているのかということをお聞きします。

保険年金課長 それぞれ目標とする年数ですとか、税率の改定のやり方というのは、様々でございますけれども、各市の標準保険税率にすれば、その他繰入金を解消できますので、そこに向けて改定を行っているというような状況でございます。例えば、資料3-2の八王子市を見ていただきますと、現在の税率が標準税率にかなり近づいている状況です。そのため、資料5-3になりますけれども1人当たりの繰入金も9,928円と26市で最も少ない額になっております。逆に、例えば府中市は、かなり離れているようなところもございまして、きっとその進み具合の状況がわかるのかなという資料で提供させていただいております。

委員 ありがとうございました。

会長 他にございますでしょうか？

委員 先ほどの新聞で大阪の統一保険料ということなんですけども、東京等ではいかがでしょうか？

保険年金課長 東京都では、今ちょうど作成をしているのですけども、令和6年度の運営方針の中で、ま

ず費用に係る納付金、事務費に係る納付金の計算のベースの統一化というのを令和12年度までに行うという予定で盛り込んでいくような予定で今動いている状況でございます。

会長 よろしいですか。他に何かございますでしょうか？はい。

委員 ご説明ありがとうございました。資料7のところで、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。こちら試算のパターン(1)(2)というのをお作りいただいております。(2)だと令和6年度の伸びを緩やかにしてその分、後半にしわ寄せがいくような感じだと思います。これは一つの考えとしてはあるかなと思うんですが、これは私が個人的な意見とさせていただいて、ちょっと課題の先送りのように見えなくもないので、着地の14年度のところは13%という数値、所得割のところ、この辺は全部お尻は決まってると言いたいということであれば、逆にしわ寄せが行くと、そのときにどのような状況が起こるかわからないので、私としてはやはりきちんとオープン形で、ある意味決まった率でという形でやった方が、いろいろご意見はあるかと思えますけれども、その方がやはり急に負担が増えるような印象も与えなくて良いのではないかなというふうに思っております。これが1点と、あと先ほどご質問もありましたけれども、他の市町村によっての一般会計からの繰入をしているところが、結構差が大きいなということで、福生どちらかという平均を別にするのが一番いいのかわかりませんが、そういうのも多いということであれば、本来使うべきものがそうでないところに使われてるように見えなくもないと、もちろん理由はあるんだと思うんですけども、本来市町村税の考え方からすれば、問題の形に戻していくというのが今後の考え方とすれば、これもやはり近づけていく必要があるのかなというふうに思っているので、その点からもそれをなるべく早く解消するべきではないかなというふうに思いますので、私達はこの試算のパターンであれば(1)の方が望ましいのではないかなというふうに思っているというところでございます。意見として述べさせていただきます。ありがとうございます。

会長 本当にありがとうございます。他にどうでしょう。今、委員が言っていたようにパターン1とパターン2で、少し上げ方が違うんですけど、私はこう思いますということでもあれば、忌憚ないご意見を伺いたいと思いますが。

委員 私も最後の方で急激に上がっていくような形だと、生活に影響があるのではないかと思いますので、少しずつ上げていく方がよろしいかと思います。以上です。

会長 はい。そうですね。これだけの資料をぱっと出されて、この短い時間でいろいろ意見をちょっと、私の方からも求めてしまって、非常に皆さん頭の中がこんがらがってしまうと思います。一つ言えることは、何とかこの繰入額を減らしていかなきゃいけない状況なのかなというところを、皆さん理解してもらっているんじゃないかなというふうに思います。その引き上げ方ですが、どうやったらいいかっていうところ、それと決まったわけではないでしょうけど、令和12年からまた計算方法が東京でも変わっていくということもありますので、今回出された資料、令和14年で東京が言っている税率に上げるってことなので、その辺がちょっと不明確なところがあるんですけど、次回までにお考えいただいて、もう一度皆さんのご意見を聞いて税率改定について、

結論を出していきたいと思います。上げれば上げたで、物価も上がっていますから、非常に生活に影響が出てくることは間違いないので、その辺も考慮すべき点ではございますけど、ぜひとも皆さんのお知恵を借りてですね、次回の協議会で前回はその書面で意見聞いたのですが、今回は皆さんにお集まりいただいて、生の意見を聞いて取りまとめていきたいというふうに思います。ご協力の方よろしく願いいたします。では、この議題の方はこれで終わらせていただいて次に移りたいと思います。

議題2 条例の改正等について

会長 次、議題（2）の条例の改正等について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 それでは私の方から議題2についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料8をお願いいたします。こちらは、産前産後期間における国民健康保険税の免除についてでございます。概要でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布されたことに伴いまして、出産する被保険者に係る産前産後期間の4ヶ月間、多胎妊娠の場合は6ヶ月間となりますが、所得割保険税および均等割保険税を免除する規定を整備するために、福生市国民健康保険税条例および国民健康保険税条例施行規則の一部改正を行おうとするものでございます。免除の対象となりますのは、出産する予定または出産した被保険者となっております。減額する額は、出産被保険者の出産予定日が属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4ヶ月間、多胎妊娠の場合は出産予定の3月前から出産予定月の翌々月までの6ヶ月間に係る所得割額および均等割額となります。参考といたしまして資料の下の方に減額のイメージをお示ししております。例えば3人の世帯で出産被保険者の方が、2月1日を出産予定日とした場合、出産予定月は2月となりまして、前月の1月から2月の翌々月になります4月までの4ヶ月間の税が免除となり、出産被保険者以外の被保険者は免除の対象とはなりません。また、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3月前となりますので、※印のある11月から4月までの6ヶ月間の分を免除するというイメージになります。費用負担につきましては公費によるものとなっております。施行日は令和6年1月1日でございます。なお、この改正につきましては、12月の議会定例会にて上程予定となっております。説明は以上でございます。

会長 はい、ありがとうございます。条例ですので、皆さんご意見があれば、あるいはご質問を受けたいと思いますが、どうでしょう。

委員 よろしいでしょうか。

会長 はい。

委員 法改正による改正なので、これは別にどうもないですけども、令和4年度の出産数というか、国保被保険者どのくらいあったのか、要は影響額はどのくらい出るのかっていう、大まかなつかみでもいただければありがたいです。

事務局 概ねになってしまうのですが、令和4年度の出産数が40件ほどとなっております、この減額に係る影響額といたしましては、今回、令和5年度につきましては、対象となりますのが1月から3月の分までとなりますので、こちらですと、15万円程度というところでございます。

会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。他には、ないようですので次の議題に移ります。

議題3 第3期福生市国民健康保険データヘルス計画の策定について

会長 議題3、第3期福生市国民健康保険データヘルス計画の策定について、行いたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 申し訳ありませんが、本日資料はお手元に配布しておりません。前回、第3期福生市国民健康保険データヘルス計画の策定につきまして、概要について説明させていただきました。本日は、現在の進捗状況について、ご報告させていただきます。現在、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間といたします第3期福生市国民健康保険データヘルス計画の策定のため、特定健診等の結果やレセプトデータ等の分析、また分析結果に基づく福生市における健康課題の把握、第2期データヘルス計画の評価分析を実施しております、素案を作成しているところでございます。本来であれば、この場にて素案を皆様にご提示させていただきまして、委員の皆様からご意見をいただかなければならないのですが、現在、委託事業者であるNTTデータと調整をしております、素案の作成についてはもう少し時間を要する見込みとなっておりますので、委員の皆様には、お手数おかけして大変恐縮ではございますが、素案が整いましたら、ご郵送させていただきますので、ご意見等をメール、電話、郵送等で頂戴できればと考えております。その後のスケジュールといたしましては、12月から1月にパブリックコメントで、市民の皆様からご意見を伺いまして、令和6年3月に完成となる予定でございます。説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。資料がまだできてないということなので、今ここで議論できないということ。それはいつ頃送付される予定でしょうか？

事務局 11月の中旬頃までには、皆様にご郵送させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

会長 ということは、パブリックコメントの12月から1月には間に合うということですね。

事務局 はい。

会長 この件は、そういうことでいいですね。

議題4 その他

会長 議題4、その他事務局から何かありましたら。

事務局 次回の開催日につきましてお知らせさせていただきます。令和5年11月30日木曜日に、お願いいたします。開始時間が、会場等の都合によりまして、いつもより遅くなってしまうのですが、大変申し訳ないのですが、午後4時からを予定しております。令和5年11月30日木曜日午後4時からで予定をしております。場所は、前回実施いたしました第一棟4階の庁議室の方で予定しております。詳細につきましては、改めてご通知いたしますので、お忙しい中恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 ありがとうございます。11月の30日、木曜ですね。4時から、向こうの棟ですよ。

事務局 はい。

会長 いつもやってる会場になると思いますので、大変お忙しい時期になってくるとは思いますけど、重要な議題でございますので、万障お繰り合わせのですね、ご出席していただければというふうに思います。他に何か委員の方から連絡とか要望とかあれば、この場でお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

以上をもちまして、本日の会議は終わらせていただきたいと思います。皆さんご協力ありがとうございました。

(午後2時40分終了)